

令和2年4月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

(公印省略)

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます、

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

同通知は、厚労省において、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについての例外的な取扱いに関する留意点等が取り纏められたことを周知するものです。

長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドがなくなった場合の代替品についても示されており、代替品を使用して診療にあたった場合でも、適切な感染予防策（従来の標準予防策、飛沫予防策及び接触予防策）を講じているとみなされるとのことです。

貴会におかれましても、本件をご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【日医通知文書掲載ページ】

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】

大阪府医師会

地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)

地域医療2課 (TEL:06-6763-7002)

総務課 (TEL:06-6763-7000)